

令和5年度 公文書開示（4月決定分）

月 整理 番号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R5. 2. 20	R5. 4. 3	土地占用及び工作物新築等許可書 （令和4年12月8日付北南建管許第43号）	※		1					1	1	1						（第7条第4号） 偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため。 （第7条第3号） 通常公にしていない連絡先であり、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものに該当するため。 （第7条第2号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することが出来るものに該当するため。	建設局 北多摩南部建設事務所 管理課
2	R5. 4. 3	R5. 4. 5	令和5年度 隅田川特別清掃 実施予定表 （六建）	1	1															建設局 第六建設事務所 管理課
3	R5. 4. 3	R5. 4. 6	令和5年度 隅田川特別清掃 実施予定表	1	1															建設局 第五建設事務所 管理課
4	R5. 2. 8	R5. 4. 7	道路概略検討（3北南-小金井 3・4・11外2路線）報告書 （個人情報、ナンバープレート、印影及び動植物の重要種の位置に関する情報を除く）	※		1								1	1				（第7条第5号及び第6号） 非開示部分は、都の内部における検討に関する情報であって、路線の構造、幅員等に関する未確定の情報であることから、公にすることにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間に混乱を生じさせる恐れがある。 また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある。 （第7条第6号） 非開示部分は、公にすることにより捕獲等を容易にし、都が行う自然環境保全等に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
9	R5. 4. 11	R5. 4. 24	・ 神田川江戸川橋分水路補修 工事に係る単価決定根拠 ・ 神田川江戸川橋分水路補修 工事（その2）に係る単価決 定根拠 ・ 神田川江戸川橋分水路補修 工事（その3）に係る単価決 定根拠	6	1															建設局 第六建設事務所 工事課
10	R5. 4. 18	R5. 4. 25	04-00416 夢の島熱帯植物館 空調設備等改修工事その2 ・ 工事設計内訳書 一式 ・ 諸経費計算書	※	1															建設局 東部公園緑地事務所 事業推進課
11	R5. 3. 7	R5. 4. 26	道路概略検討（3 北南-小金井 3・4・11外2路線）報告書 （個人情報、ナンバープレ ート、印影及び動植物の重要種 の位置に関する情報を除く）	※		1								1	1				（第7条第5号及び第6号） 非開示部分は、都の内部における検討に関する情 報であって、路線の構造、幅員等に関する未確定の 情報であることから、公にすることにより、未成熟 な情報が確定した情報と誤解されるなど、都民の間 に混乱を生じさせる恐れがある。 また、これら混乱により、都の事業の遂行に支障 を及ぼすおそれがある。 （第7条第6号） 非開示部分は、公にすることにより捕獲等を容易 にし、都が行う自然環境保全等に関する事務又は事 業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 北多摩南部建設事務所 工事第一課

月 整 理 番 号	請 求 日 年 月 日	決 定 日 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
12	R5. 2. 27	R5. 4. 27	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業契約書（令和 4 年12月15日付）	※		1					1	1	1						（第 7 条第 4 号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第 7 条第 2 号） 個人名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報のため。 （第 7 条第 3 号） 当該事業契約書のうち、不開示とした部分は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに伴い、法人が独自に作成・提出した提案書を反映した部分であり、公にすることにより、当該法人が保有する生産技術情報、企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課
13	R5. 2. 27	R5. 4. 27	葛西臨海水族園（仮称）整備等事業基本協定書	※		1						1	1						（第 7 条第 4 号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第 7 条第 3 号） 当該不開示部分は、葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに伴い、法人が独自に作成・提出した提案書を反映した部分であり、公にすることにより、当該法人が保有する企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課

月 整 理 番 号	請 年 月 日 求 日	決 年 月 日 定 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
14	R5. 3. 1	R5. 4. 27	葛西臨海水族園改築基本計画 策定委託（事業計画検討）に 関する報告書	※		1					1	1							（第 7 条第 2 号） 顔写真は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報のため。 （第 7 条第 3 号） 売上高や維持管理費などの経営上の情報は事業運営を行う上で重要であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第 7 条第 3 号及び第 6 号） 当該情報は、公表しないことを前提に委託企業が他法人（以下「被聴取法人」という。）に聴取した事業運営方針やノウハウに関する情報であって、公にすることにより、被聴取法人の事業運営上の地位、競争上の地位が損なわれると認められる。 また、ヒアリングは、委託企業と被聴取法人との信頼関係によって成り立つものであるため、公にした場合は、東京都と委託企業、及び委託企業と被聴取法人との信頼関係を不当に損ない、委託企業と被聴取法人の情報交換や事業協力を重大な影響を与えるおそれがあり、今後、都の委託業務や水族館改築計画に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 計画課
15	R5. 3. 1	R5. 4. 28	葛西臨海水族園改築基本計画 策定委託（事業計画検討）に 関する議事録				1												当該委託に関する議事録は、文書の保存年限を過ぎたことから破棄しており、存在しない。	建設局 公園緑地部 計画課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号	
16	R5. 2. 22	R5. 4. 28	(1) 空堀川整備工事に伴う東芝中橋PCけた製作・架設工事 (その1) ①入札経過調書 ②工事請負契約書一式 ③承諾書 (第1回設計変更) ④契約内容の変更について (協議) (第1回設計変更) ⑤工事清算設計書 (第2回設計変更) 一式 ⑥空堀川整備工事に伴う東芝中橋PCけた製作・架設工事 (その1) の出来高について (承諾) ⑦空堀川整備工事に伴う東芝中橋PCけた製作・架設工事 (その1) の出来高について (案) (通知) ⑧出来高確認書 ⑨検査調書 (清算) (2) 空堀川整備工事に伴う新中砂橋PCけた製作・架設工事その2 ①入札経過調書 ②工事請負契約書一式 ③承諾書 (第一回設計変更) ④契約内容の変更について (協議) (第一回設計変更) ⑤工事清算設計書 (第2回設計変更) 一式 ⑥空堀川整備工事に伴う新中砂橋PCけた製作・架設工事その2の出来高について (承諾) ⑦空堀川整備工事に伴う新中砂橋PCけた製作・架設工事その2の出来高について (案) (通知) ⑧出来高確認書 ⑨検査調書 (清算) (3) 空堀川整備工事に伴う東芝中橋及び新中砂橋PCけた製作・架設工事 ①入札経過調書 ②工事請負契約書一式 ③承諾書 (第一回設計変更) ④契約内容の変更について (協議) (第1回設計変更) ⑤工事完了届 ⑥工事検査調書 (しゅん功)	※	1					1		1								(第7条第2号) 担当者の氏名及び印影は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 (第7条第4号) 法人及び弁護士の印影は、公にすることによって偽造され犯罪に利用される可能性があるため。	建設局 北多摩北部建設事務所 工事第二課

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。